

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福智町の総人口は、炭鉱最盛期であった昭和30年（1955）に、最も多い人口である42,257人を記録した。しかし、石炭から石油へのエネルギー革命により、基幹産業であった炭鉱の鉱山が相次いで閉山。これらの影響を受け労働人口が流出し、昭和45年（1970）には24,935人と激減した。その後、平成2年（1990）までは微増に転じたが、平成7年（1995）以降は再度減少に転じ、令和2年（2020）の国勢調査では21,398人と炭鉱最盛期の半数程度の人口となっている。

年齢区分別に人口推移を見ると、年少人口・生産年齢人口ともに、昭和60年（1985）から減少を続ける一方で、老年人口は増加している。将来推計では、年少人口が平成22年から30年間で1,000人以上減少し、生産年齢人口も年平均で約200人ずつ減少、加えて、令和2年（2020）をピークに老年人口も縮小に向かい、福智町の人口減少は加速度的に進んでいくことが予測されている。

また、平成27年（2015）から5年間の年齢階級別人口動向を見てみると、10代～30代の「若年層・子育て層」で減少する傾向が見られ、特に20代の人口減少が顕著となっており、進学・就職等による町外への転出が原因と考えられている。

福智町の産業については、卸売業・小売業、建設業、医療・福祉、生活関連サービス業、製造業と多様な業種での構造となっており、事業所数や従業者数、売上高においても、これらの業種が産業全体の80～90%を占めている。

なお、町内事業者のうち従業員数30名未満の小規模事業者が全体の9割以上であり、その事業所数は減少傾向となっている。

さらに、人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置することは、町内の産業基盤が失われかねない状況にある。

このように、本町における産業の概況を見ると、業種を問わず幅広い分野で雇用を促進し、生産性の向上を図ることにより、町内産業の大きな活性化が期待できる。

(2) 目標

福智町では、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、地域経済全体の底上げを目指す。

これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

福智町では、導入促進基本計画を策定し、中小企業が策定する先端設備等導入計画に基づく先端設備等の導入を促進することで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

福智町の産業は卸売業・小売業、建設業、医療・福祉、生活関連サービス業、製造業など、多様な業種が本町の地域経済や雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

福智町は旧金田町、方城町、赤池町の3つの町が合併して誕生しているため、工業団地や商店などが点在して立地している。これら全ての地域で広く事業者の生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

福智町の産業は卸売業・小売業、建設業、医療・福祉、生活関連サービス業、製造業など、多様な業種が本町の地域経済や雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、地元雇用を促進し、雇用の安定に配慮する。

- (2) 公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められる取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標に沿わないため認定の対象としない。なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。
- (4) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。